

こ成事第 435 号  
令和 5 年 8 月 22 日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市長  
市区町村長  
殿

こども家庭庁成育局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等  
を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について

標記の交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるもののほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期された

## I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備

### 1 趣旨

児童福祉施設等及び障害児施設等が在宅福祉の推進を図るため、その機能を十分に発揮できるようにするため、地域に密着した独自の事業を実施するために必要なスペースをモデル的に整備する。

### 2 対象施設

地域に密着した独自の事業を実施し、または実施を予定している場合であって、このための専用スペースを整備する入所施設(個別にモデル施設として指定)。

### 3 補助対象

地域に密着した独自の事業を実施する上で必要な専用スペース  
(例示)

- ・ ボランティアの情報交換の場・活動拠点等のスペース
- ・ 地域の人々と入所者が交流するための談話等ができるスペース
- ・ 家族・他施設入所者・地域の人々が入所者と泊まれる宿泊室
- ・ その他の地域に密着した独自の事業を実施するためのスペース等

## II 防災拠点型地域交流スペースの整備

### 1 趣旨

災害時における要援護者は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、要援護者に対する処遇に関して専門的機能を有する児童福祉施設等及び障害児施設等において、被災要援護者の受入れが可能となる設備等を備えた防災拠点型地域交流スペースを整備し、災害時における要援護者の処遇の確保に資するものである。

### 2 対象事業

I の地域交流スペースの整備に併せて、災害時において避難生活が必要となった要援護者の受入れが可能となる設備等を備えたスペースを一体的に整備する事業。

### 3 その他

- (1) 要援護者の緊急受入先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。
- (2) 要援護者の受入れに当たっては、必要な介護、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。
- (3) 災害時において、要援護者30人程度が一時的に避難生活が可能スペース及び設備の確保が図られること。
- (4) 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものであるが、災害時には速やかに要援護者の受入体制が確立できる活用方法とすること。

### Ⅲ 交付基礎点数(Ⅰ及びⅡ共通)

交付要綱の別表2に定めるところによるものとする。